

磐田市水防計画書 ー変更案の概要ー

(平成 29 年 3 月 22 日／磐田市総務部危機管理課)

磐田市水防計画書の変更案の概要は、次のとおりである。

1 水防法・下水道法の改正に伴う変更

- 新たに定義された「雨水出水」（一般に「内水」としていた概念を示す用語）を追加すること。
- これまで、計画降雨を前提として浸水想定区域を指定していたものが、想定し得る最大規模の降雨に拡充されたこと。
- 雨水出水、高潮による浸水想定区域が設けられたため、従来の河川の氾濫によるものが「洪水浸水想定区域」に区分されたこと。
- 下水道管理者の水防活動への協力について水防計画に記載すること。 等

2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定に伴う変更

- 避難情報（避難準備情報、避難指示）の名称を変更すること。

3 避難に関する計画の変更

- これまでの避難所運営班を避難所開設班に改め、施設の開錠から避難者の受入れ、運営組織づくりまでを担当。開設後、所属課に合流して増員を図り、災害応急対策（被災者の支援等）に従事
- 交流センターを避難所の補助施設として位置付け 等

4 「水防計画作成の手引き」から活動可能時間の考え方を引用

- 「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」（平成 28 年 2 月、国土交通省 水管理・国土保全局）から、津波に対する水防の活動可能時間の考え方を引用し、水防従事者の安全基準を明確にすること。

5 静岡県水防計画書との整合を図るための変更

- 水位観測所の受け持ち区間の表を引用するなど、県水防計画書との整合を図ること。 等

6 その他所要の変更

- 適正な記載、漢字（ひらがな）表記への修正、誤記の修正など

1 水防法・下水道法の改正に伴う変更

章	節	変更要旨	新旧対照表
第1章 総則	第1節 目的	○用語として雨水出水（内水）が追加されたことに伴う変更	P 1
	第2節 用語の定義	○根拠条項の改正に伴う変更 ○新たに雨水出水、高潮に係る特別警戒水位が設定され、従来の特別警戒水位が洪水特別警戒水位に改正されたとともに、用語の定義に追加する。 ※用語の変更は、第3節 水防の責任等（P3）のほか、多数変更あり。 ○新たに雨水出水、高潮に係る浸水想定区域が設定され、従来の浸水想定区域が洪水浸水想定区域に改正されたとともに、これまでの河川整備の計画降雨を前提として浸水想定区域を指定していたものを、想定し得る最大規模の降雨に拡充されたことに伴う変更 ○その他水防法の関係条文に合わせて字句等を整理する。	P 1～P 3
	第3節 水防の責任等	○洪水予報等の伝達方法や要配慮者利用施設等への避難措置の周知を追加	P 3
第12章 協力応援	第2節 下水道管理者の協力（新設）	○下水道管理者の水防活動への協力を記載	P12
第17章 その他	第3節 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（節名変更）	○洪水時の円滑、迅速な避難に必要な事項として、避難場所や避難経路の周知、避難訓練の実施を記載 ○地域防災計画に定める洪水浸水想定区域内の施設として、建設予定又は建設中の地下街等、国土交通省の基準を参酌して市の条例で定める大規模な工場等を追加 ○避難措置の周知先を「住民」から「住民、滞在者その他の者」に改め、印刷物の配布のほか、インターネットによる周知の手段を基本とする。	P14～P15

2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定に伴う変更

章	節	変更要旨	新旧対照表
第1章 総則	第2節 用語の定義	○避難準備情報の名称変更	P 2
第10章 避難	第1節 避難の勧告、指示	○避難準備情報の名称変更	P10～P11

3 避難に関する計画の変更

章	節	変更要旨	新旧対照表
第10章 避難	第1節 避難の勧告、指示	<p>○これまでの避難所運営班を避難所開設班に改め、あらかじめ職員を指名して編成する。また、避難所の補助施設として、交流センター、認定こども園を追加する。</p> <p>○災害時における要配慮者の収容に関する協定を締結している社会福祉施設を指定福祉避難所として追加する。</p> <p>○避難所運営班を避難所開設班に改めることに伴い、避難所の安全管理は災害対策本部の任務とし、必要に応じて本部（地域支援部等）から職員を配置するものとする。</p>	P11～P12

4 「水防計画作成の手引き」から活動可能時間の考え方を引用

章	節	変更要旨	新旧対照表
第1章 総則	第5節 安全配慮	<p>○「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」（平成28年2月、国土交通省）から、津波に対する水防の活動可能時間の考え方を引用し、水防従事者の安全基準を明確にする。</p>	P5

5 静岡県水防計画書との整合を図るための変更

章	節	変更要旨	新旧対照表
第6章 洪水予報	第2節 気象庁が行う予報及び警報とその措置（共同業務を除く）	<p>○静岡県水防計画書の表.10-41「太田川水系太田川・原野谷川洪水予報の対象となる水位観測所」の受け持ち区間の表を追加</p>	P6
第7章 水防警報	第1節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置	<p>○表の欄外に、氾濫危険水位が洪水特別警戒水位に相当することを記載</p>	P7
第15章 水防計画及び水防訓練	第1節 水防計画	<p>○水防法第33条の規定に基づいて字句等を整理するとともに、静岡県水防計画書との整合を図る。</p>	P13～P14
第17章 その他	第1節 費用負担及び公用負担	<p>○水防法第28条第1項の規定に基づいて字句等を整理するとともに、静岡県水防計画書との整合を図る。</p>	P14